

優秀な外国人研究者の活躍を促す制度環境の整備について

2005年8月30日

委員 池端 雪浦

ご案内があった基本政策専門調査会は、所用の為欠席させていただきますので、以下の意見を提出させていただきます。

「科学技術基本政策策定の基本方針」をとりまとめた第9回基本政策専門調査会において、優秀な外国人研究者の活躍を促す制度環境の整備について、更に議論を深めるべきとの意見を述べました。

これに関し、私が主査を務めている文部科学省の科学技術・学術審議会国際委員会においては、内閣府、法務省、外務省の担当官にもオブザーバとして出席いただいた上で、出入国管理制度、査証制度の改善の可能性について、大学・公的研究機関、外国人研究者や経済界に対するヒアリング結果も踏まえながら、議論を行いました。

この中で、国際委員会の各委員からは、研究現場における実際上の経験から在留資格、査証関係の手続きに関して受入れ研究機関側の手間が依然として大きいという現状認識が示されたほか、科学技術分野の国際活動を妨げるような制度的障壁があれば可能な限りこれを撤廃していく努力をすべきとする声が多く聞かれました。

別添に、国際委員会における論点整理と、関係者へのヒアリング結果を添付いたしますので、基本政策専門調査会における検討の参考に供して頂ければ幸いです。

外国人研究者の活躍拡大に関する関係者からの意見

平成17年8月11日

国際交流官付

外国人研究者の活躍拡大に関して、関係者から意見を聴取したところ、主な意見は以下のとおりである。

【経済界】

- ・入国管理制度等に関して、外国人研究者等「高度人材」を対象とした規制緩和が必要。（日本経団連：第2回国際委員会にてヒアリング）

【大学、公的研究機関】

（入国管理制度関係）

- ・当組織が招聘しようとする外国人研究者の在留資格の取得は当組織の担当官が代理申請を行なっているが、入国管理局は郵送での受理を認めないので（電子申請もできない）、入管まで持参する必要がある。持参者は当組織職員であることを写真入りID等で示す必要があるが、特に対面対応が必要なわけではない。郵送、電子申請が認められればホスト機関の負担は大幅に軽減される。（公的研究機関）
- ・留学生から当組織への在留資格の変更について、審査に1ヶ月程かかるので遅れることがある。（但し、特区指定された後は優先処理されるようになり期間は短縮された。）（公的研究機関）
- ・在留資格について、多くの研究者は2～3年間の期限で研究するが、年度後半の申請では、1年間の在留資格しか与えられないことが多い。（公的研究機関）
- ・筑波地区に入国管理局の出張所が必要。現状では、大手町か水戸まで行かないと手続きできない。1回の手続きで半日～一日つぶれてしまう。事務職員が手続きする場合も、研究者本人が手続きする場合もあるが、事務職員も研究者もこの点は大いに不満に思っている。（公的研究機関）
- ・入管局は場所によって混雑が激しい。東京入管は非常に混雑して待ち時間が3時間以上にもなることがある。（公的研究機関）
- ・当組織では、研究者の来日前の在留資格取得手続きは当組織職員が、来日後の手続き（期間延長など）は研究者本人が行っている。代理申請は認められているが、「研修を受けた職員」でないと入管での対面での代理申請の手続き

(申請書の手交と、回答の受領の2回が必要)が認められない。これは、当組織で使っている派遣職員を代理申請に出すことができないということの意味しており、当組織職員が通常業務のかたわら手続きに行かないといけないという意味で負担が大きい。(公的研究機関)

- ・ 郵送申請か電子申請が、2回の手続きのうち少なくとも1回で認められれば、また代理申請書を持参する者の資格が派遣職員にも緩和されれば、状況は変わる。(公的研究機関)
- ・ 当組織は任期付でポストク等と雇用契約しているので、年度限り有効の雇用契約を見て入管は1年の在留資格を出すことが基本。実際には3年間の計画があるような場合でも。(公的研究機関)
- ・ 来日前の留学生、研究者の場合、大学職員が入管まで代理申請に行くが、待ち時間2時間などの場合もあり、面倒なことは面倒。(来日後の留学生、研究者の場合には、本人が申請に行かないと受け付けてもらえない。)(大学)
- ・ 12月に博士号を取得した学生が、交通事故に遭い、就職が決まらないうちに在留期間が切れそうになった。研究室の연구원という身分で「特別연구원」の資格で在留期間を延長したが、博士号を取ってもすぐに就職が決まらない学生のためにも、就職までのブランク期間を埋める在留資格が必要。(大学)

(査証制度関係)

- ・ 当組織主催の会議等での外国人招聘の際のビザ発給手続きの負担については、中国人研究者は人数も多く、参加の決定が直前のため申請日数がない状態。在米のアジア系研究者は国籍も様々で、ビザが突然必要と説明する方もいて混乱することも多い。(公的研究機関)
- ・ ビザの申請には、招聘理由書、身元保証人が必要。当組織単独主催の会議なら当組織の長、当組織と大学等の共催で実行委員会等があればその委員長が保証人となる。仮に失踪等の事態が発生すれば、保証人には道義的な責任が生じる。当組織の内部部局レベルの主催会議でも必ず当組織の長が保証人として求められる(内部部局の長では不可)。(公的研究機関)
- ・ 中国人研究者の短期招聘については、申請の際、招聘機関の法人登記簿原本を日本の在外公館から、毎回、各研究者分要求される。(他国からの研究者の場合は、年に複数回訪問の際は2回目以降はコピーで可だが、中国については、日本側招聘機関による偽造を懸念しての措置とのこと。)登記簿原本の請求費用(千円程度)も人数が多いと無視できないし手間もかかる。中国人研究者を呼びたくてもとまどいが生じる懸念。当組織のような公的研究機関は信用して欲しい。(公的研究機関)
- ・ 研究者向けの短期(商用)ビザ(90日まで有効)は通常1回有効のシングルビザだが、韓国人、ドイツ人には3年間有効の複数回有効のマルチプルビザが発行されたことがある。但し韓国、ドイツ共に短期(90日まで)ビザ

免除国。短期ビザが免除されていない国からの人にマルチプルビザが発行されたことはない。(公的研究機関)

- ・ 在留資格は取得できても、ビザの有効期間がまちまちだったり、single で出たり multiple で出たり、在外公館によって、人によって、基準がばらばら。基本的には multiple は出ない。そのため Re-entry Permit の申請も必要になる。(公的研究機関)
- ・ 韓国人にはマルチプルビザが発給されている。その他の国の人はシングルしかでない。(大学)
- ・ 当学では、学部時に海外の大学での単位取得を推奨しているが、当大学から第3国への留学の際に途中で日本の査証が切れてしまうため、一度出身国に戻って日本の査証を取り直してから日本に再入国しないといけない。これは大変不便。期限切れ前の早い時期に査証延長の手続きができないか。(大学)
- ・ 中国等から研究者を呼ぶ際、必要な証明資料が異なる、在留期間は1年なのか3年なのか、など在外公館による裁量の大きさ、不透明さを感じる。(大学)
- ・ 東南アジア等の研究者が日本に来るときの査証の手続きが簡素化されるとよい。(大学)

(その他の制度：住宅関係)

- ・ 当組織は外国人研究者用の自前宿舎を措置しているが、問題は民間のアパート等を借りる際の敷金の問題と連帯保証人を誰にするかを決められていないこと。(公的研究機関)
- ・ 外国人研究者の直属の上司でも連帯保証人にならない方もいる。(前項のビザと違い、住宅の場合は経済的な負担が生じるため)(公的研究機関)
- ・ 当組織の宿舎は2年3ヶ月まで滞在可能。当組織傘下の研究所では、市の厚意により、市保有で空室の出ている公団住宅を優先的に借り上げている。(公的研究機関)
- ・ 大家の中には外国人という理由で一律に貸し出しを拒否している方もいるが、そういう方の理解を促すような取組みが必要。そのような行為を阻止する条例等が必要(川崎市で実施済み)。こうした取組みは重要。(公的研究機関)
- ・ 住居関係については、つくばには二ノ宮ハウスがあり、助かっている。ただし、中国人などアジア諸国の研究者は、公営住宅や民間賃貸住宅を好む場合も最近多い。筑波の民間賃貸住宅事業者は外国人にも理解があることも一員と思う。(公的研究機関)
- ・ 子女教育についても、つくば市はがんばっている。小学校でも英語で教えるコースを設け、外国人子女へのケアをしている。(公的研究機関)
- ・ 民間のマンション等の入居では、連帯保証人を見つけるのは困難なため、公的機関が連帯保証人になってくれれば助かる。(大学)
- ・ 区役所では生活情報一般の英語の冊子等はあるが、住居等の情報を英語で提

供するサービスはない。(大学)

- ・大学の自前の宿舍の拡充へのニーズは強い。(大学)
- ・留学生の住居の入居の際は、住宅保険の加入を条件に、留学生課長が連帯保証人となる制度を実施。(保険への加入は、連帯保証人が経済的な損失を回避するためのもの。)但し、必ずしも留学生がこの制度を使用しているわけではない。(大学)

(その他)

- ・大学卒業後の、企業等への就職など、留学生のキャリアパスが確立されていないのが問題。留学生を対象とした就職情報提供、インターンシップの受入等は実施していないので今後の課題。(大学)
- ・ドイツから在留資格「特別活動」で研究者(PhDは取得しておらず、その取得を目指している職員)を招へいしたが、税金が二重(日独)に課税された。大学等では情報が少なく事前に確認の術がない。(大学)
- ・東京では一つの行政区では物事が収まらないので、各区、各自治体で外国人支援が行なわれることが重要。例えば、外国人の子弟教育については、行政区により理解の差がある。(大学)
- ・出身国に戻り、日系企業に就職しても、技術者としてではなく、支社長の通訳の業務しかなく、専門性を発揮できる仕事がない。昇進できないのも問題である。最近はやや変わってきているものの、まだ、不十分である。(大学)
- ・博士課程に在籍している場合、リサーチアシスタントを行なっても、資格外か活動では、時給1,100円×28時間/月までしか認められていないので、経済的には苦しい。(枠の拡大が、在留資格の変更が必要。)(大学)

【外国人研究者】

(入国管理制度関係)

- ・日本の入管資格、ビザ発給手続きはスピーディであり問題は少ない感じがする。英国では、ビザの更新に5ヶ月かかったこともある。(公的研究機関：アジア出身研究者)
- ・在日外国人留学生は現在基本的には留学後母国に帰国(し、就職)するが、留学生の中で日本で就職を考える場合に、卒業後の在留資格がないということが一つのネックになっている。卒業後1年間の就職活動期間の際の在留資格があれば大いに歓迎されるだろう。(公的研究機関：アジア出身研究者)
- ・入管政策が時期により変わっているため不安感を持つ者は多い。(1995年頃は厳格な運用、2000年頃は緩和)(公的研究機関：アジア出身研究者)
- ・筑波地区に入国管理局の出張所が必要。申請に行き、その後受領に行くという簡単な事務手続きのためだけに、研究が2日間も阻害される。(公的研究機関：欧州出身研究者)

- ・ ビザが1年間（又は3年）の single（一回有効）で出るので、国際会議などで出国する際に Re-entry Permit を取得する必要がある（有料）。この Re-entry Permit を取得するためにも、2 回入管に出頭する必要があるのは理不尽。その上、出国の度ごとにこの手続きが必要。（公的研究機関：欧州出身研究者）
- ・ 研究者本人の在留資格の取得は問題ないのだが、家族の呼び寄せが認められない場合がある（婚姻関係が法律上無いような事実婚のカップルの場合：欧米には多い）。（公的研究機関：欧州出身研究者）
- ・ 日本への入国のためのビザの申請の受理は在外公館の日本人担当官次第の面もあり、基準が不明との声がある。（大学：アジア出身研究者）
- ・ 日本国内で在留資格を留学から研究などに切り替える際は、入管へ本人が出向く。使用言語は日本語のため、日本語が不慣れな者には困難。日本語堪能なものを同伴させる必要。（大学：アジア出身研究者）
- ・ 「高度人材」への規制緩和により、在留資格が3年から5年に延長されれば望ましいこと。（大学：アジア出身研究者）

（査証制度関係）

- ・ 入管は研究者本人の資格取得は容易だが、家族（親など）を短期滞在等で呼ぶ際には保証人が必要であり、保証人になることを上司に断われたりすると、非常に保証人探しに困ることがある。（公的研究機関：アジア出身研究者）
- ・ 欧米に行く際には、再入国許可を得るために1週間程度の審査期間が必要。（大学：アジア出身研究者）
- ・ 再入国許可を得るためには、シングル 3,000 円、マルチで 6,000 円必要。手続き自体は円滑と思う。（大学：アジア出身研究者）
- ・ 金沢大学で修士号を取得し、東工大の博士課程へ進学したが、その際合格証明書がないと査証の更新はできないため、査証が失効しかけた。（失効3日前に更新）（大学：アジア出身研究者）
- ・ 日本から米国へ行く際（中国人研究者のケース）ビザの取得に大変時間が掛かる。（数ヶ月オーダー）（公的研究機関：アジア出身研究者）

（その他の制度：住宅関係）

- ・ 外国人研究者にとって住宅探しの最大の問題は言葉の問題。当組織では、事務員を同行させて交渉してくれることもあるが、この辺のサポートの充実は重要。（公的研究機関：アジア出身研究者）
- ・ 住居関係については、二ノ宮ハウスがあることで筑波は恵まれていると思う。（公的研究機関：欧州出身研究者）
- ・ 地方自治体には、医療関係の英語情報などを提供してほしい。（公的研究機

関：欧州出身研究者)

- ・不動産屋によっては、外国人という理由で一律に紹介しない所もある。大学名で安心してもらえる事もある。住宅の保証人は大学の職員にお願いしているが、組織としての対応がある訳ではなく、職員のボランティアベースの協力なので申し訳ない。(大学：アジア出身研究者)
- ・大学の職員宿舎(外国人だけでなく、日本人も含めた宿舎)に入れたので、保証人等の問題は生じず助かっている。(大学：アジア出身研究者)
- ・外国人が民間のアパートを借りる際は、大家によっては門前払いの所もある。連帯保証人はホストの指導教官にボランティアベースで依頼するしかない。(大学：アジア出身研究者)
- ・欧米では、連帯保証人という制度はないので、指導教官にも迷惑を掛けてしまい気が重い。(大学：欧州出身研究者)
- ・外国人登録証には、住所欄があるが、外国人登録証がないと、アパート等が借りられない。(大学：アジア出身研究者)

(その他)

- ・日本は外国人研究者をどう見ているか、ずっと滞在して欲しいと思っているのか任期が終了したらすぐ帰って欲しいのか、という基本的考え方が明らかにされると良いのではないかという意見が外国人研究者(特に日本留学組)には多い。(公的研究機関：アジア出身研究者)
- ・日本留学歴のある中国人で日本の企業に就職している者を多く知っているが、彼らのポストはパーマネントであるにも関わらず、3 - 5年働く事は考えるが、管理職に就くことはできないので、定年までいようとは思わない。日本から帰った中国人の中でも、欧米系企業の方が日系企業より、待遇が良く昇進の機会があるので本人の英語力に問題がない限りは欧米企業等を指向する傾向はある。(公的研究機関：アジア出身研究者)
- ・日本に来日する前は、在日の同国人から日本の情報を得る以外に、(日本の在外公館等を通して)有力な情報が入手できなかった。(大学：アジア出身研究者)
- ・日本は留学先として人気が高い。まず日本に行き、日本の大学を出た後に欧米へ行く、或いは、日本に残留後に国に戻るというキャリアパスを考えている者は多い。(大学：アジア出身研究者)
- ・最近の日本企業は、留学生向けの説明会を開催したり、入社試験も英語で行なっているところもあり、こうした動きは歓迎したい。(大学：アジア出身研究者)
- ・日本企業への就職の際、日本では1年近く就職活動が必要だが、同じ会社のボストン支社では3週間で就職が決定したケースもあった。(大学：アジア出身研究者)

外国人研究者の活躍拡大に向けた制度的取り組み(論点例)

科学技術・学術審議会国際委員会(8月11日) 資料3(抜すい)

本表は、経済界、大学・研究機関、外国人研究者からの要請をヒアリングし、文部科学省にて取りまとめたもの。

制度	現状	現状の課題	今後の対応例	検討状況	参考
出入国管理制度(法務省)	<ul style="list-style-type: none"> 外国人研究者が日本で研究活動に従事する場合、入国管理法に基づき在留資格(「教授」或いは「研究」)を取得することが求められる。 外国人研究者については、構造改革特区において在留期間延長等入管法上の特例が講じられてきた。 法務省は、本年3月出入国管理基本法を改訂。(研究者等を念頭におき)新たに「高度人材」の概念を導入。目下、一層の規制緩和を検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> 在留期間を延長できないか。(「教授」「研究」の場合、現在は、3年間が最長) 	<ul style="list-style-type: none"> 5年間程度に延長する(入管法 1) 	<p>1月 科学技術・学術審議会国際化推進委員会「科学技術・学術分野における国際活動の戦略的推進について」において、制度改革について言及。</p> <p>4月 科学技術・学術審議会基本計画特別委員会「第3期科学技術基本計画の重要政策」において、外国人研究者の受入のための環境整備について言及。</p> <p>4月～ 文部科学省より、法務省、外務省に対し制度改革を事務レベルで協力要請。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本経団連「外国人受け入れ問題に関する提言」(・文部科学省「第3期科学技術基本計画の重要政策」や経済産業省「技術革新を目指す科学技術政策」といった報告書においても、日本経団連提言等を踏まえた問題提起がなされている。)
		<ul style="list-style-type: none"> 在留資格の認定要件を緩和できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在求められている大学での「専攻分野」と就職後の「業種」「職種」の一致要件の緩和(法務省令 2) 		
		<ul style="list-style-type: none"> 学位取得後にインターンシップを行う者向けの在留資格がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 在留資格「特定活動」の認定要件として、左記活動を明確に位置づける(法務省令 3) 		
		<ul style="list-style-type: none"> 永住権の取得を容易にできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 在留10年という不文律を研究者の場合には3年程度に短縮できないか。(運用) 		
査証制度(外務省)	<ul style="list-style-type: none"> 途上国の研究者が国際会議出席のため訪日する場合、短期の滞在でも査証の取得が必要。 (この不便を解消するため)APECではビジネスマン向けの特例措置(APECビジネス・トラベル・カード(ABTC))を運用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ABTCの交付対象に研究者を加えることにより、研究者の短期交流を活発化できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 交付対象の拡大には、APECにおける合意が必要。 国内では外務省令等により交付対象、要件等を定める必要。(外務省令 4) 	<p>6月 総合科学技術会議基本政策専門調査会「科学技術基本計画策定の基本方針」において、優秀な外国人研究者の受入れを促進する制度や環境の整備を一層進めることについて言及。</p> <p>6月～ 国際委員会において、外国人研究者の活躍拡大に向けた制度について議論。</p> <p>7月～ 第3期科学技術基本計画における本件の扱いについて、内閣府等関係府省が事務レベルで調整開始</p> <p>(平成17年度末 第3期科学技術基本計画閣議決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> APECでは貿易投資委員会ビジネスモビリティグループがABTC制度担当。
		<ul style="list-style-type: none"> 入国円滑化の為、数次有効の査証はあるが、発給要件は厳格である。 	<ul style="list-style-type: none"> 発給要件を緩和することは可能か。 		
賃貸住宅契約時の身元保証制度(地方自治体等)	<ul style="list-style-type: none"> 来日当初の外国人にとって連帯保証人の確保は賃貸契約のネックの一つ。 通常は受入れ大学の担当職員が個人的に保証人となることが多く、受入側の負担は大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 身元保証を公的機関で行えないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体が主導して、賃貸事業者、大学等とコンソーシアムを形成し、身元保証を行うことを推奨する。(先進事例あり。)(運用) 	<ul style="list-style-type: none"> 先進事例に京都府主導のコンソーシアム「大学コンソーシアム京都」(1998年発足) 	

- 1 出入国管理及び難民認定法 第二条の二(平成13年法律第136号)
- 2 出入国管理及び難民認定法施行規則 第二十条、二十二条(平成16年法務省令第79号)
- 3 出入国管理及び難民認定法 第七条の二 別表第一の五(平成13年法律第136号)
- 4 アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている 貿易等に関する事業に従事する者の商用渡航のための証明カードの交付及びその運用に関する省令の交付要件等を定める件 第二条(平成16年外務省告示第119号)